

# 農林水産商工常任委員会提出資料

## (平成22年11月25日)

項目	ページ
1 環太平洋連携協定（T P P）参加による鳥取県農林 水産業への影響額試算について	
【農政課】-----	1
【森林・林業総室】-----	〃
【水産課】-----	〃
2 柿・梨等のロシア輸出について	
【農政課】-----	3
3 鳥取県農業振興地域整備基本方針の変更案について	
【経営支援課】-----	4
4 国営中海土地改良事業の工期延長について	
【農地・水保全課】-----	6
5 鳥取県森林・林業・木材産業再生プランについて	
【森林・林業総室】-----	7
6 第64回全国植樹祭開催地の決定について	
【森林・林業総室】-----	12

農林水産部

## 環太平洋連携協定（TPP）参加による鳥取県農林水産業への影響額試算について

平成22年11月25日  
農政課  
森林・林業総室  
水産課

現在、参加が検討されている環太平洋連携協定（TPP）に参加した場合、国の試算によると国全体では4兆5千億円程度（農産物4兆1千億、林産物490億円、水産物4,200億円）の農林水産物の生産額が減少すると公表された。

本県においても、国と同様の条件で試算した場合、本県農林水産業としては349億円程度の農林水産物の生産額が減少する可能性があるとの結果が得られた。

### 1 鳥取県農林水産業への影響額の試算方法について

農林水産省試算のうち、計算方法が判明、または推測が可能な品目（農産物6品目、林産物1品目、水産物5品目）を対象として試算を行った。

なお、本県ではほとんど生産がない品目（小麦等）については、試算の対象外とした。

#### 【農林水産省試算の前提条件】

①試算の対象品目は、関税率が10%以上で国内生産額が10億円以上の33品目（農産物19品目、林産物1品目、水産物13品目）

②内外価格差、品質格差の観点から、輸入品と競合する国産品と競合しない国産品に二分  
・競合する国産品 ⇒ 競合する国産品は、輸入品に転換される。  
(生産減少額=国産品価格×国産品生産量)

・競合しない国産品 ⇒ 安価な輸入品の流通により価格が低下する。  
(生産減少額=価格低下分×国産品生産量)

③全世界を対象に直ちに関税撤廃を行い、何らの対策も講じない場合

### 2 鳥取県農林水産業生産額への影響額について

区分	県内生産減少額 (対県内生産額比)	国内生産減少額	備考
農産物	316億円(45.0%)	4兆1千億円	県内減少額は米、牛肉、牛乳乳製品、豚肉、鶏肉、鶏卵のみで試算
林産物 (合板等)	10億円(一)	490億円	今回の試算は、合板等についての試算であり、県内の合板等についての生産額の減少率は11.4%
水産物 (属人)	23億円(13.1%)	4,200億円	県内減少額は、あじ、さば、いわし、いか、カツオ・マグロ類のみで試算
合計	349億円程度	4兆5千億円程度	

#### \* 農林水産業生産額への影響額における留意点

①上記の△349億円は、国の試算が示された内の12品目についてであり、これらの県農林水産業生産額は526億円である。

②その他の野菜、果実、花き、ズワイガニなどについては、関税率が10%未満として国が試算を示していないため、今回の県の試算には含めず。

③合板等以外（製材品等）については、関税率が10%未満として国が試算を示しておらず、また、合板等の関税が撤廃されることによる林業への影響についても国が試算を示していないため、今回の県の試算には含めず。なお、木材（原木）については昭和39年に輸入自由化済み。

④水産物（属人）とは、県内漁業者が水揚げした水産物の生産額。他県業者が境港等に水揚げした水産物は含まない。

## 1. 農産物

品目名	県農業生産額 (H20) (A)	国試算に基づく生産額の減少率(B)	県生産減少額 =(A)×(B)	試算の考え方
米	160 億円	△ 94 %	△ 150 億円	○国産米は外国産の約4倍 ○今後は品質差が改善され、90%が外国産に転換し、有機米等の差別化された米が10%残る。 ○残った10%の米は、安価な米の流入により価格低下(△39%)すると想定されており、これを加味して△94%を算出。
牛肉 (肉用牛)	29 億円	△ 83 %	△ 24 億円	○国産牛肉は外国産の約3倍 ○肉質が3等級以下の国産牛肉が外国産に転換され、4~5等級の高級国産牛肉は残る(△75%)。 ○残った牛肉は、安価な外国産牛肉の大量流入により価格低下(△32%)すると想定されており、これを加味して△83%を算出。
牛乳	58 億円	△ 100 %	△ 58 億円	○国産乳製品は外国産の約3倍、牛乳は約2倍 ○輸入乳製品の増加により、行き場を失った北海道の乳製品向け生乳が飲用に供給され、他の都道府県の生乳は消滅する(△100%)。
豚肉 (豚)	53 億円	△ 80 %	△ 42 億円	○銘柄豚は残り、その他は転換 ○国試算生産減少額/H20国内総産出額=80%
鶏 (プロイラー)	53 億円	△ 65 %	△ 34 億円	○業務、加工用の1/2が転換 ○国試算生産減少額/H20国内総産出額=65%
鶏卵	22 億円	△ 33 %	△ 7 億円	○業務、加工用のうち弁当用等と加工用の1/2が転換 ○国試算生産減少額/H20国内総産出額=33%
小計①	375 億円	—	△ 316 億円	試算対象品目の農業生産額の84.3%が減少

## 2 林産物

品目名	県林業生産額 (H20) (A)	国試算に基づく生産額の減少率(B)	県生産減少額 =(A)×(B)	試算の考え方
林産物 (合板等)	88 億円	△ 11 %	△ 10 億円	○価格低下分(=関税相当分)に相当する生産量の国産品が輸入品に置き換わる。 ○国試算生産減少額/H20国内総算出額=減少率(B)
小計②	88 億円	—	△ 10 億円	試算対象品目の林業生産額の11.4%が減少

## 3 水産物(属人)

品目名	県漁業生産額 (H19) (A)	国試算に基づく生産額の減少率(B)	県生産減少額 =(A)×(B)	試算の考え方
あじ	14 億円	△ 28 %	△ 4 億円	○加工向けは置き換わり、生鮮食用向けは残る。 ○国試算生産減少額/H19国内総算出額=減少率(B)
さば	4 億円	△ 61 %	△ 2 億円	
いわし	0.2 億円	△ 84 %	△ 0.2 億円	
いか	13 億円	△ 68 %	△ 9 億円	
カツオ・マグロ類	32 億円	△ 26 %	△ 8 億円	
小計③	63 億円	—	△ 23 億円	試算対象品目の漁業生産額の37.3%が減少

## 4 県農林漁業生産額への影響合計

合 計(①+ ②+③)	526 億円	—	△ 349 億円	
----------------	--------	---	----------	--

# 柿・梨等のロシア輸出について

平成22年11月25日  
農政課

J A全農とつとつりは、環日本海貨客船を利用したロシアへの農産物輸出の今年度第3弾として、柿・梨等の輸出を行います。

## 1 柿・梨等輸出の概要

- 出荷者 全国農業協同組合連合会鳥取県本部
- 品目・数量 鳥取県産富有柿 1,080玉(36玉/10kg箱×30箱)  
鳥取県産あたご梨 180玉(6玉/5kg箱×30箱)  
〔広島県産温州みかん 5,000玉(100玉/10kg箱×50箱)  
岡山県産ピオーネ(冷蔵) 80房(4房/2kg箱×20箱)〕
- 販売先 ウラジオストク市内のスーパーマーケット

## 2 今回の農産物輸出の特徴

- J A全農とつとつりは、前回に引き続きJ A広島県実連、新たにJ A全農おかやまととの連携により、品目や数量を確保しながら、継続的な輸出を促進する。

## 3 主な日程(予定)

- 12月 2日(木) 産地出荷(選果、箱詰め)
- 12月 3日(金) 国内の植物検疫、通関手続き等(境港)
- 12月 4日(土) 境港出港
- ～ 7日(火) ウラジオストク港入港  
(ロシア側の植物検疫・通関手続き等)
- 12月11日(土) 店舗販売開始(ウラジオストク市内)
- 12月16日(木) 鳥取県農産物試食会・商談会(ハバロフスク市内)  
※鳥取県とハバロフスク地方との友好交流の今年度第1弾イベント  
(富有柿・あたご梨、あんぽ柿・らっきょう漬等加工品の試食・展示や鳥取県の観光PR展示等を計画中)

【参考:二十世紀梨・ピオーネの販売状況(販売開始日:9月27日～)】

区分	県産二十世紀梨	広島県産ピオーネ
輸出量	1,600玉(100箱)	200房(50箱)
販売用数量	1,459玉(試食サンプル等除く)	118房(試食サンプル等除く)
販売数量	363玉(販売率:約25%)	118房(販売率:100%)
販売価格	約540～320円/玉	約1,800円/玉
備考	安価な韓国産赤梨、韓国産りんご、及びアメリカ産洋梨と競合して、販売は苦戦しているため、試食会を増やす方向。	値段が高いものの、大粒で甘く、人気が高かった。

# 鳥取県農業振興地域整備基本方針の変更案について

平成22年11月25日  
経営支援課

本年6月の農林水産省常任委員会において報告したとおり、昨年の農業振興地域の整備に関する法律（農振法）の改正により、都道府県は農業振興地域整備基本方針を変更し、優良農地確保に向けた取組みを強化していくこととなった。

このたび、県内の農業団体、市町村、学識経験者等の意見を踏まえつつ、国との事前協議を進め、以下のとおり変更案を作成したので報告する。

## ○変更のポイント

1. 平成32年において県が確保すべき農用地の目標面積の追加
2. 現在の県内の農業情勢に合わせた修正 等

## 1. 平成32年において県が確保すべき農用地の目標面積の設定

(1) 農業振興地域制度、農地転用制度等の適切な運用や耕作放棄地対策等の諸施策の推進により、本県の目標面積は、国における平成32年の目標面積(415万ha)との整合性を図り、現況(平成21年33,200ha)よりも800ha増の34,000haとする。

すう勢による農用地の「減少」見込み		施策効果による農用地の「増加」見込み	
農用地区域からの除外	△ 800ha △ 1,900ha	編入促進、除外抑制 耕作放棄地発生抑制 耕作放棄地再生	+ 1,000ha + 1,600ha + 900ha
計	△ 2,700ha	計	+ 3,500ha

【鳥取県】33,200ha - 2,700ha + 3,500ha = 34,000ha . . . 増加率2%

【国】407万ha - 28万ha + 36万ha = 415万ha . . . 増加率2%

### ※都道府県の目標面積の設定方法

- ・国が「農用地等の確保等に関する基本指針」で示す「設定基準」に基づき算定
- ・都道府県の目標面積の総面積は、国の目標面積(415万ha)を下回ってはならない。

(2) 農用地の減少を食い止め、増加に転じさせるための主な施策は以下のとおり。

#### ① 農振法の改正による農用地区域への白地農地の編入

農振法の改正により農用地区域に含めるべき集団性の基準が20ha以上から10ha以上とされたことに伴う10ha以上の集団的農地の農用地区域への編入。

#### ② 耕作放棄地の発生（荒廃）の抑制

以下の施策により、耕作放棄地の発生（荒廃）を抑制。

ア 戸別所得補償制度の導入による農業経営の安定化等

イ 意欲ある農業者への農地の利用集積及び農地法に基づく不作付地への遊休農地対策の指導強化 等

#### ③ 荒廃した耕作放棄地の再生

耕作放棄地全体調査の結果、農地として利用すべき耕作放棄地（緑+黄）と判断された農用地区域内の荒廃した耕作放棄地の面積を再生目標に設定。

この目標を達成するため、国の耕作放棄地再生利用緊急対策及び県の耕作放棄地再生推進事業等の施策により再生活動を推進。

## 2. 現在の県内の農業情勢に合わせた所要の修正

(1) 前回の基本方針の変更（平成16年）以降の農業をめぐる情勢の変化を反映させ、概ね10年を見通して、優良農地を確保するための基本的事項を定める。  
なお、今回の基本方針の変更による農業振興地域の変更はない。

### (2) 主な内容

#### ○ 農地を耕作する多様な担い手を確保

多様な担い手を効率的に育成、確保するために、農業大学校等の既存の研修施設の有効活用、各総合事務所農林局による現地指導等の機能を充実するとともに、鳥取県農業農村担い手育成機構や農地利用集積円滑化団体による研修機能を活用した担い手の育成とそれに伴う農地の流動化を積極的に推進。

#### ○ 新規就農の促進

就農・移住関係情報誌やインターネットによる就農情報の提供、農業農村担い手育成機構への就農相談員設置と県内外での就農相談会、各総合事務所農林局への相談窓口設置により、就農希望者に対する相談活動を推進。

#### ○ 農業近代化施設の整備

今後、施設の老朽化等に伴う再整備が検討される中で、生産者及び生産量の動向等地域の実情に即した適正規模への整理統合を推進。

#### ○ 農業振興に必要不可欠な基盤整備

主要作物の生産拡大を図るために農地の排水対策、農地を最大限活用し耕地利用率の向上を図るための条件整備等、地域の特性に応じた農業生産基盤整備を推進。

また、小水力、太陽光の新エネルギーの活用など低コストで多様な農業への取組みを支援。

#### ○ 粗飼料生産体制の確立

耕種農家との連携や畜産農家への農地の集積及び耕作放棄地等を放牧地として整備する等により粗飼料生産体制の確立を図る。

## 3. これまでの経過及び今後のスケジュール

※点線以下が今後のスケジュール

平成21年12月 : 農振法の改正

平成22年 6月 : 国の基本指針の変更

: 農林水産商工常任委員会における報告（農振法改正の概要を報告）

7月 : 市町村担当者会議の開催（国・県の取組み、市町村農業振興地域整備計画変更の必要性を周知）

7月～ : 国との事前協議（目標面積の設定を含む）

10月 : 農業会議への意見聴取

11月 : 市町村への意見聴取

学識経験者への意見聴取

: 農林水産商工常任委員会における報告（基本方針改正案の報告）

11月下旬 : 国との公文協議 → 国同意（12月10日まで）

平成22年 6月まで : 市町村農業振興地域整備計画の変更（時期は目安）

# 国営中海土地改良事業の工期延長について

平成22年11月25日  
農地・水保全課

国営中海土地改良事業（昭和38年着手）は平成14年度に中海淡水化が中止された。このため、平成16年度から代替水源の施設整備が着手され、鳥取県側は平成22年度に完了する予定であったが、この度、中国四国農政局中海干拓建設事業所から下記のとおり工期を延長する旨、協議があったので報告します。

## 1 工期延長

鳥取県側工事完了：平成22年度→平成23年度（1カ年延長）

区分	工 期		事 業 費（億円）					
	変更前 (現行)	変更後	総事業費	H16以降事業費				H23 以降
				H16 ～H21	H22	進捗率% (H16-22)		
鳥取県側	H22	H23	287	120	92.3	25	98	2.7
島根県側	H25	H25	893	203	184.7	14	98	4.3
合計			1,180	323	277	39	98	7.0

※中海干拓建設事業所はH23年3月末に閉鎖予定（23年度以降は中国四国農政局が対応）

## 2 工期延長の理由

施設完成後の維持管理（管理費、管理者）について、米川土地改良区及び干拓営農組合と国の合意が整わず、弓浜工区の工事の一部が残るため。

## 3 H22年度以降の事業内容（鳥取県側）

年 度	主な事業内容	事業費（億円）
H22	（彦名工区）暫定ため池撤去、排水路整備 （弓浜工区）用水路、排水路整備 （米川上流）用水路整備	25
H23	（弓浜工区）暫定ため池撤去、排水路整備	2.7

## 4 県の対応

○平成22年11月16日に農林水産省へ次のとおり要望した。

- ・地元の意見・要望を速やかに検討し、管理費や管理者の合意を早急に得ること。
- ・事業所閉鎖後は、送水施設の機能検証を行い不具合があれば速やかに対応すること及び残工事の執行が確実に行われるよう、現地駐在など国の実施体制を整備すること。

○今後、「彦名・弓浜施設管理検討協議会」の場で、国と地元の合意が得られるよう調整を図っていく。

## 【参考】中海土地改良事業の経緯

年 月	内 容
S 38年	国営中海土地改良事業に着手
H14年12月	農林水産大臣が「中海淡水化事業の中止」を表明
H17年 3月	農林水産省が中浦水門施設撤去工事着手（事業再開）
H21年	中浦水門施設撤去工事が完成（3月）森山堤防開削工事が完成（5月）
H22年 4月	彦名工区送水開始

# 鳥取県森林・林業・木材産業再生プランについて

平成22年11月25日  
森林・林業総室

## 1. プランの趣旨等（骨子等については別紙のとおり）

- ・本県の林業・木材産業が成長産業として飛躍することを目指して、県民や森林・林業・木材産業関係者、行政機関が連携して取り組むべき課題やそれぞれに期待される役割を明らかにするための指針として作成。
- ・今後概ね5年間の間に取り組むべき課題や目指す姿を整理。

## 2. これまでの経緯

平成21年12月	森林・林業再生プラン策定（国）、県版作成開始
3～4月	県森林組合連合会、県木材協同組合連合会、県木造住宅推進協議会意見聴取
3～5月	策定委員会（第1回（3/29）、第2回（4/22）、第3回（5/11））
5～6月	市町村説明
6～10月	パブリックコメント、第4回策定委員会（9/9）、部内協議
11月	常任委員会報告、再生プラン公表

## 3. 意見聴取結果について

再生プラン（案）については、県民から広く意見聴取するためパブリックコメントを実施したところであり、その結果は以下のとおり。

- ・実施期間 平成22年6月22日（火）～7月20日（火）
- ・意見件数 17件

主な意見	対応
<p><u>○反映した（一部のみ反映も含む）（3件）</u></p> <p>「4-② とっとり県産材流通改革・利用拡大プロジェクト」は具体性に欠ける。</p>	具体的な取組内容になるよう修正。
<p><u>○既に盛り込み済み（4件）</u></p> <p>森林所有者は植林した自分の山を適切に管理する義務があり、それができないのなら、森林を元に戻す義務があるはず。</p>	森林所有者自らが管理できない森林については、森林組合等林業事業体へ施業を委託するなど施業（経営）の集約化を推進する旨記載しているところ。
<p><u>○反映せず（6件）</u></p> <p>具体的な行動に結びつけるため、別途「アクションプログラム」を策定し、適宜進行状況を評価しながら進めるシステムが必要。</p>	本プランでは数値目標を各種設定しており、進行状況の把握・評価は可能。
<p><u>○その他（4件）</u></p> <p>本年7月に大分県で「次世代林業九州サミット」が開催されたが、同様の取組みを鳥取県で開催できるよう、県として働きかけてほしい。</p>	プランに記載するにはなじまないため、必要に応じ別途検討してまいりたい。

# 鳥取県 森林・林業・木材産業再生プラン

## ＜骨子＞

平成22年11月

### 1 はじめに

#### (1) 策定の趣旨

- ・「森林・林業再生プラン（平成21年12月25日林野庁）」や関係者の意見等を踏まえつつ、本県の林業・木材産業が成長産業として飛躍することを目指して、県民や森林・林業・木材産業関係者、行政機関が連携して取り組むべき課題やそれぞれに期待される役割を明らかにするための指針として作成。

#### (2) 再生プランの期間

- ・今後概ね5年間の間に取り組むべき課題や目指す姿を整理。

### 2 鳥取県の森林・林業・木材産業を取り巻く状況

- ・以下の各項目ごとに現状と課題を整理。

#### (1) 森林・林業を取り巻く状況

#### (2) 林業の担い手・林業事業体等を取り巻く状況

#### (3) 木材産業を取り巻く状況

#### (4) その他森林と県民を取り巻く状況

### 3 鳥取県の森林・林業・木材産業の目指す方向

- ・上記の現状と課題をふまえ、

- ①森林の適切な整備・保全を通じた森林の有する多面的機能の持続的発揮
  - ②林業・木材産業の再生と雇用への貢献による中山間地域の活性化
  - ③県産材・木質バイオマス利用拡大による森林資源の有効活用
- を理念とし、森林・林業・木材産業の再生と成長産業への飛躍を図るため、以下の取組みを推進。

#### 目指す方向 I 「低コスト林業」で持続的な林業経営

##### ①木材生産の低コスト化

- ・計画的・加速的に作業道を整備しつつ、利用間伐の推進による収益を確保し、森林所有者に利益を還元する低コストな木材生産を進める。

##### ②経営の集約化

- ・林業の高コスト構造を見直し、スケールメリットを活かした林業経営を進めるため、森林組合等林業事業体への経営の集約化を図る。

#### 目指す方向 II 森林を支える人づくり

##### ①森林を支える人材の育成・確保

- ・森林づくりを支える担い手を育成・確保する。

## ②林業事業体の育成・強化

- ・低コスト林業を進める中核的存在となる林業事業体の育成と強化を図る。

### 【目指す方向 III】 県産材の流通・利用拡大

#### ①県産材の安定供給

- ・県産材の安定取引、流通コスト削減のため、原木市場の役割にも配慮しつつ、LVL・合板等高次加工工場等への直送体制の導入を推進する。

#### ②消費者が求める品質・性能の確かな製品の供給・流通

- ・需要やニーズに合った製品の生産・供給体制づくり（マーケット・イン方式）を進める。

#### ③県産材・木質バイオマスの利用

- ・県民が一丸となって、「とっとりの木づかい」を進める。

### 【目指す方向 IV】 県民と共に進める森林づくり

#### ①県民参加の森林づくり

- ・県民参加の森林づくりを通じて、森林の大切さや守り育てる意義を広く発信する。

#### ②新たな仕組み（カーボン・オフセット）を活用した森林づくり

- ・「カーボン・オフセット」を活用し、県内林業の活性化と森林の整備・保全の一層の推進を図る。

#### ③森林とともに生きる営み・暮らし

- ・放置された里山林等の広葉樹林の整備に加え、優れた品質の「鳥取原木しいたけ」のさらなる品質向上と増産のための取組みを進める。

## 4 森林・林業・木材産業の再生に向けた戦略プロジェクト

- ・プランに基づいた先進的な取組みを実施し、その効果を全県に波及させるため、以下の3プロジェクトを開拓

#### ①低コスト林業実践プロジェクト

- ・県・市町村・森林組合・素材生産業者・建設業者等の連携のもと、50ha規模でのモデル団地を設定。
- ・高密度な路網整備と高性能林業機械の導入により、安定的かつ低コストな素材生産システムを確立。

#### ②とっとり県産材流通改革・利用拡大プロジェクト

- ・原木の安定取引や流通コスト削減のため、効率的な仕分けを行う中間土場を設置し、県内外の大口需要先への大量一括輸送を推進。
- ・公共建築物の木造化等による県産材の積極的利用を進めるとともに、その効果を民間にも波及。

#### ③県民と共に進める森づくりプロジェクト

- ・平成25年開催予定の全国植樹祭を契機として、県民・企業参加型の森林づくりを進めることにより、全ての県民に多様な恩恵を与えていたる森林の大切さや守り育てる意義を広く発信。

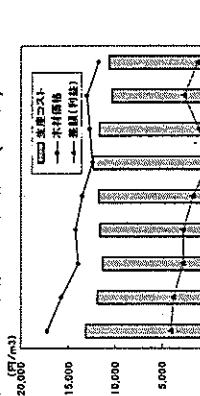
# 鳥取県 森林・林業・木材産業再生プラン ~現状・課題と対応~

## 現状・課題

### 森林・林業について

○林業の採算性が著しく悪化したこと等による森林所有者の施業意欲の低下

○地形の険しい森林で間伐等の森林整備を行うには相応のコストが必要



### 担い手・林業事業体について

○低コスト林業を踏まえた技術・知識の習得が必要

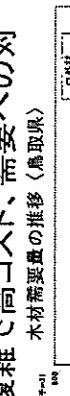
○森林組合等林業事業体を地域の森林管理や施業実施を担う存在として育成・強化する必要

### 木材産業について

○近年、国産材の需要が上昇傾向にあるものの、県産材の需要は低迷

○加工・流通体制が小規模かつ複雑で高コスト、需要への対応も不充分

○「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行



### 森林と県民について

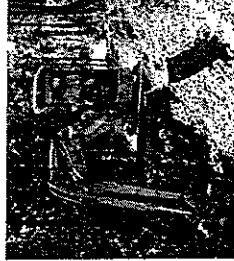
○二酸化炭素の吸収を始めとする森林の多面的機能への関心への高まり

○県内各地で企業や県民による森林保全活動の輪が広がりつつある

## 対応

### 「低コスト林業」で持続的な林業経営

- 生産コストを削減し、収益の確保と持続的な木材生産が可能な仕組みを確立
  - ・施業の集約化による効率性の向上
  - ・森林境界の明確化
  - ・作業道などの計画的な整備による生産基盤づくり
  - ・機械化等による低コスト化



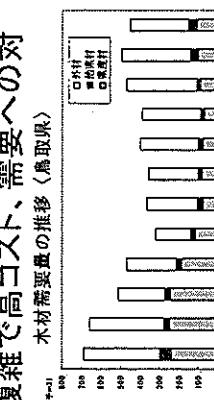
### Ⅱ森林を支える人づくり

- 安定した事業量の確保とコストを意識した経営の展開
- 森林組合等林業事業体の施業の提案、集約化等を担う役割・機能の充実・強化
  - ・低コスト林業に対応した担い手の確保・育成
  - ・森林施業プランナーの育成・活用



### Ⅲ県産材の流通・利用拡大

- 木材の生産・流通・加工の関係者一丸となったコスト削減への取り組み
- 県産材製品の需要の拡大(県内外及び海外)
  - ・県産材の安定取引の推進や流通体系の再編
  - ・公共建築物における県産材利用の推進



### Ⅳ県民と共に進める森林づくり

- 森林づくりに対する県民・企業の理解のさらなる向上
  - ・「どつどり共生の森」、「森林環境保全税」、「J-VER」を活用した森林整備
  - 放置された里山林等の広葉樹林の整備と特用林産の振興
  - ・里山等(広葉樹林、放置竹林)の整備と活用

## 戦略プロジェクト

# 鳥取県

# 森林・林業・木材産業再生プラン～戦略プロジェクト～

基づいた先進的な取組みを実施し、その効果を全県に波及させるため、以下の3プロジェクトを開

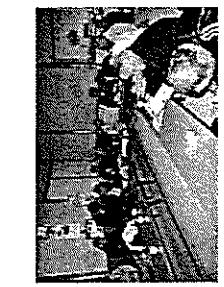
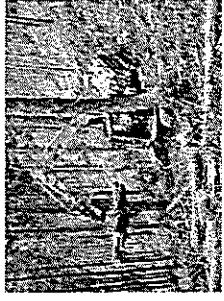
## 低コスト林業実践プロジェクト

### 【概要】

- ・県・市町村・森林組合・素材生産業者・建設業者等の連携のもと、50ha規模でのモデル団地を設定
- ・高密度な路網整備と高性能林業機械の導入により、安定的かつ低コストな素材生産システムを確立

### 【手法】

- ・森林組合、県、市町村の連携のもと、施業提案による集約化や森林境界の明確化を実施
- ・林道、作業道等を効率的に組み合わせ、100m/haを目標とした林内路網を整備
- ・高性能林業機械による伐採・搬出手法の習得と効率的な作業システムの確立
- ・コスト分析により作業システムの効果検証を行うとともに、問題点・成果等を明確化



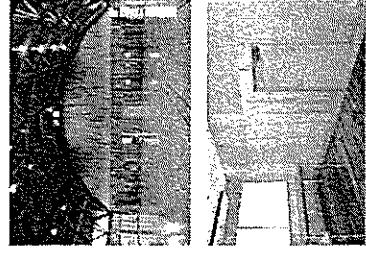
## ひとつり県産材流通改革・利用拡大プロジェクト

### 【概要】

- ・原木の安定取引や流通コスト削減のため、県内外の大口需要先への大量一括輸送を推進
- ・公共建築物の木造化等による県産材の積極的利用を進めるとともに、その効果を民間にも波及

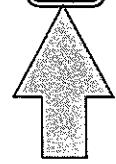
### 【手法】

- ・地域の原木を一手に集荷し選別する中間土場をモデル的に設置し、出材ロットを確保
- ・大型トレーラー等を用いた県内外の大口需要先への大量一括輸送を推進
- ・「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を踏まえ、公共建築物の整備において県産材の利用を推進
- ・大量かつ安定的に消費する新たな流通ルートの確保のため、海外への販路開拓を展開
- ・コスト分析により中間土場、大量一括輸送の効果を検証



## 県民と共に進める森づくりプロジェクト

平成25年開催予定の全国植樹祭を契機として、県民・企業参加型の森林づくりを進めることにより、全ての県民に多様な恩恵を与えていく森林の大  
切さや守り育てる意義を広く発信。



先進的な取組みを実施し、その効果を全県に波及

# 第64回全国植樹祭開催地の決定について

平成22年11月25日  
森林・林業総室

平成25年に鳥取県で開催する全国植樹祭の開催場所について、共催である（社）国土緑化推進機構が11月10日（水）に現地調査を行い、11月11日（木）に会場決定協議後、開催場所決定にかかる共同記者会見を開催し、鳥取県実行委員会の提案どおり正式決定しました。

## 1 開催場所

- 式典会場 とっとり花回廊（南部町鶴田・伯耆町小野）  
植樹会場 とっとり花回廊内山林及び国立公園奥大山高原（江府町鏡ヶ成）  
荒天会場 米子コンベンションセンター（米子市末広町）

## 2 会場現地調査

- (1) 日 時 平成22年11月10日（水）午後1時15分から5時30分まで  
(2) 出席者 （社）国土緑化推進機構 副理事長 谷 福丸 他  
農林水産部長 鹿田 道夫 他

## 3 会場決定協議

- (1) 日 時 平成22年11月11日（木）午前11時30分から11時45分まで  
(2) 場 所 知事公邸第二応接室  
(3) 出席者 （社）国土緑化推進機構 副理事長 谷 福丸 他  
鳥取県知事 平井 伸治 他

## 4 共同記者会見

- (1) 日 時 平成22年11月11日（木）午前11時45分から正午まで  
(2) 場 所 知事公邸第一応接室  
(3) 出席者 （社）国土緑化推進機構 副理事長 谷 福丸 他  
鳥取県知事 平井 伸治 他  
(4) (社) 国土緑化推進機構の講評内容  
・式典会場 「とっとり花回廊」はある程度整備が行き届いており、経費節減の方針に叶った会場と考える。  
・植樹会場 ミズナラ林の復活（国立公園奥大山高原）や里山の復活（とっとり花回廊内山林）等の明瞭な目的を持って行う植樹活動となっているので、大変よいと思う。

## 5 今後の予定

- 平成22年11月24日（水）開催した第64回全国植樹祭鳥取県実行委員会第2回総会において、提案した基本構想（素案）については、各委員の意見等を踏まえ修正中。  
修正された基本構想（案）については、パブリックコメントを実施。  
平成23年1月に開催予定の第64回全国植樹祭鳥取県実行委員会第3回総会において、基本構想を決定する予定。